

摂津市議会

# 文教上下水道常任委員会記録

令和5年9月7日

摂津市議会

# 目 次

文教上下水道常任委員会

9月7日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第59号の審査-----	2
質疑（水谷毅委員、嶋野浩一朗委員、西谷知美委員）	
議案第62号の審査-----	7
補足説明（次世代育成部長）	
質疑（出口こうじ委員、水谷毅委員、嶋野浩一朗委員、西谷知美委員）	
議案第63号の審査-----	16
質疑（出口こうじ委員、嶋野浩一朗委員、西谷知美委員）	
議案第64号の審査-----	18
質疑（水谷毅委員）	
採決-----	19
閉会の宣告-----	19

## 文教上下水道常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和5年9月7日(木) 午前 9時59分 開会  
午前11時29分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 弘 豊 副委員長 西谷 知美 委員 福住 礼子  
委員 水谷 毅 委員 出口こうじ 委員 嶋野浩一朗

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山 一正 教育長 箸尾谷知也 教育総務部長 安田 信吾  
次世代育成部長 大橋 徹之  
教育政策課長 松田 紀子 生涯学習課長 千葉 郁子  
子育て支援課長 飯野 祐介 こども教育課長 湯原 正治  
こども教育課参事 中川 資子

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 大西 健一 同局主査 松木 愛

### 1. 案件

議案第59号 令和5年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分  
議案第62号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第63号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第64号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○弘豊委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、お忙しいところ、文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の案件は、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜ります。何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○弘豊委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、福住委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 はい、異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時01分 再開)

○弘豊委員長 では、再開します。

議案第59号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

では、補正予算の分でございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 おはようございます。

議案第59号の中で、学童保育室運営引継業務委託料、約120万円を計上されております。今後、学童保育室の拡充を進められると思うんです。今回の委託料約12

0万円を、どう使っていくのか、お尋ねします。

以上です。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 水谷委員からのご質問にお答えいたします。

学童保育室運営引継業務委託料につきましては122万4,000円計上をさせていただいております。来年度より民間委託を想定したものでございますが、新年度に入りまして決定した事業者スムーズに業務を実施してもらうために、丁寧に引継ぎを行う必要があると考えております。

実際に、現地に赴いて業務の内容や児童の様子を体験してもらうことを考えております。

引継ぎの期間は30日以上を確保して、保育の質を担保するとともに、新たに運営に携わる指導員と児童の間で信頼関係を築くことで、保護者の不安軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 今後の拡充を含め、いろいろ準備をされるということで、内容を理解できました。

現在、たしか三つの保育室で業務委託をされていると思います。最初の業務委託をされる時、社会福祉法人とか、一般の株式会社とか、いろいろ論議がされました。保護者の方は、安定的に信頼を置ける形での委託を臨んでおられると思うんです。今後どうしていくのか、考えをお聞かせください。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 民間委託の相手方の事業者でございますが、今回もこれまでの業務委託同様に摂津市内に法人本部

を置かれて、市内で認可保育所とか、こども園を設置・運営されている社会福祉法人または学校法人に限定して募集を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 社会福祉法人を中心にということで、内容を理解できました。

人材の確保は、担当される委託会社も苦慮されると思います。あつてはならないんですけど、いろいろな質の低下によって、保護者の方が心配にならないよう、定期的に教室、保育室の運営状況、また管理者の管理状況とか、細かく見ていただきたい。できるものであれば、保育所の保護者に定期的にその辺の流れを見えるようにお伝えいただけることを要望し、質問を終わります。

以上です。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今、水谷委員が質問されました社会教育費の中の学童保育室引継業務委託について、飯野課長から答弁をいただきました。内容を確認させていただきたいのは、次年度以降の民間委託をスムーズに運ぶためには、現在、子供たちと向き合っている指導員と、新たに、民間で指導していただく方の人件費が、この学童保育室引継業務委託料に計上されているという理解でいいのか。まず、その点について確認をさせていただきたい。

初めて摂津市における学童保育の民間委託を実施するとき、スムーズに引継ぎができるのか、いろいろ懸念を持たれた保護者の方がおられたと思うんです。結果的に、そこについては、今、それほど大きな心配はなかったと、お聞きをしているんです。前回はしっかり捉まえていきながら、今回、

さらに保護者の皆さんが混乱をしない工夫が必要と考えているんです。何かお考えがあれば、お聞かせをいただきたい。よろしくお願いをいたします。

それと、債務負担に関わる場所では、6本ほどあるのかと思っております。今回、債務負担を組まれて議案として上程をされ可決をすれば、今後、指定に関するいろいろな業務に移っていくんだと思うんです。まず、1点お聞きしたいのは、限度額の設定において、恐らく人件費の高騰とかで、前回指定したときよりも、増額になっているものがあると思っております。その点、お聞かせをいただきたい。

指定管理者制度を導入した当初の目的が、市民ニーズの多様化にしっかりと応えていくためには、直営ではなく、民間のいろいろなノウハウを活用すべきだというのが、根本にあったと思うんです。

今まで指定管理者制度が導入され、確かに、そういった事例もあるにはあると、私は思っています。

一方で、全てにおいて、当初の目的が果たされているかは、私は少し首をかしげる状況と感じています。今回、改めて、指定管理者として指定をしていくに当たって、本来の目的である、今までの直営ではできなかったいろいろなサービスをやっていく工夫があるのか、お聞かせいただきたいので、よろしくお願ひ申し上げます。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 嶋野委員のご質問にお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、引継ぎに当たりましては、新しい指定先の職員に現地に入ってもらって、現在の指導員とともに児童を見ながらやっていただくことを想定しております。その分の人件費ということで、

そういったものを中心に計上をさせていただいておるものでございます。

それから、ご指摘のとおり、保護者の方が不安をお持ちなのは間違いないと思います。その保護者様の不安を払拭するために、やはり十分に説明をしていかないといけないと認識しております。実際に、民間委託されております学童保育室の保護者の方のアンケートを見ますと、満足とか、やや満足と答えられた方が8割以上いらっしゃいまして、民間の学童保育自体につきましても、一定のご理解というか、認めていただいているのかと認識しております。当然、初めて、民間の学童を経験されることとなりますので、既に実施されているところの事例ですとかをご紹介しながら説明してまいりたいと思っています。

引継ぎに当たりましては、十分に引継期間を設けまして、保護者の方、事業者、それから市と協議の場をできるだけ設けまして、不安軽減に努めてまいりたいと思います。

それから、債務負担の内訳になりますけれども、こちらもご指摘のとおり、人件費が大半で、9割以上になっております。本市の指導員の賃金単価がベースにはなるんですけれども、そちらに昇給分ですとか、処遇改善分ですとかを加味いたしまして、賃金単価に3%増額しているところでございます。

民間保育室の運営につきまして、現在、公営と違うところといたしましては、児童の入室管理にシステムを設けられておったりですとか、後は保育所等を運営されている法人に実施していただいておりますので、そちらでされているような新しい遊びを提供していただいております。システムにつきましても、すぐに公営のと

ころに導入するのは難しいところがございますけれども、新しい遊びは、検討できる部分はあると思います。今はそこまで達してはいないんですけれども、そういった民間と公営との交流みたいなものができればと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉生涯学習課長 まず、限度額の設定で、増額している点についてお問い合わせいただきました。委員がおっしゃるとおり人件費の高騰もあるんですけども、例えば、図書館についてはホームページが開設されておりませんので、ホームページの開設を仕様書に新たに入れることすとか、外部委託しております委託料ですとか、車のリース費が上がっていることが、主な理由でございます。

二つ目の指定管理を入れた当初の目的が果たされているかどうかについては、成果について何点かございます。例えば、図書館での、年間の個人貸出冊数の増加ですとか、X（旧ツイッター）及びインスタの開設や、去年7月に電子図書館を開設し、運用を開始しています。それに伴い、館内無線LANの運用も同時にしており、利用者が電子図書館をより多く利用していただけるように取り組んでいます。また、令和5年度からすくすくタイムを開始しました。静かな図書館に、赤ちゃん連れの方が来館されることは、かなりハードルが高かったんですけども、時間を設定することで、お子さんの声を気にすることなく、来館可能にすることでハードルを下げたりと、いろいろ成果は出ていると思います。

以上でございます。

○弘豊委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 小・中学校の委託に

ついてでございます。

小学校給食につきましては、委託内容が調理業務となっております。したがって、おおむね人件費の高騰になります。

また、一部消耗品につきましても、業者に担っていただいております、ざるや金ざる等の購入費であったりも、物価高騰で上がっておりますので、その分については増額しております。

また、民間のアイデアを取り入れる工夫ですが、例えば、今回新たに提案いただきたい内容として入れさせていただきましたものに、医療的ケアが必要なお子さんの給食提供がございます。法律が制定されて、各公立小学校、中学校、こども園等の受け入れの際の給食について、ミキサー食のノウハウがございません。民間業者も、まだあまり経験がないと思いますが、経験があるところもございますので、プロポーザルの中でご提案いただいて、活用してまいりたいと思っております。

また、食育について、当市で行っておりますお別れ給食などには、直営だけではなく、民間の皆様にもいろいろなアイデアを出していただき、お子さん方が喜んでいただけるような盛りつけ等にも協力していただいております。その他にも何ができるかなどのご提案も、他市事例を元にいただきたいと思っております。

中学校につきましては、お弁当を作って、デリバリーで配送いただく委託内容で、人件費はもとより、配送車のガソリン代であったり、調理をする光熱水費等々、器具費、施設管理費等もございますので、全体を見越しての増額とさせていただいております。

また、工夫につきましては、他市事例で何か取り入れられるものがあるか等の提

案をいただき、今も実施しているんですが、その中で取り入れられるものを取り入れていきたいと思っております。例えば、今回の委託につきましては、新たに取り入れたいと思っておりますのが、中学生男子には、量が少し少ないのではないかとというご指摘もいただいておりますので、ご飯の大盛りも一つ加えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 ご丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、学童の引継ぎ業務です。今回も保護者の方が、特に不安に感じないよう、何よりも利用する子供たちが、非常に大きな視点と思っています。丁寧に引継ぎをしていただきたい。

前回、初めて民間委託を始めたときにも、本当にいろいろと丁寧に進めていただいたと思っています。しかし、全てがうまくいったわけではない、やっぱり反省点もあるんだろうと思っています。その反省点をしっかりと生かしていただいて、保護者も、子供たちも、安心して学童保育に通えるような体制づくりに向け、しっかりと引継ぎをよろしく願いをします。要望として、申し上げておきます。

債務負担です。私が一番気にしているのは、中学校給食なんです。今、まさにタイムリーな、残念な話なんですけれども、高等学校の学生寮で給食を提供していただいている民間業者が、2学期から急に業務ができなくなったということが、実際にあるわけです。今日の読売新聞で見たんです。大阪府立の支援学校における給食業務、その業者が担っておられたとお聞きをしております。現に、摂津支援学校でも、今、

給食が提供できていない状況にあるとお聞きをしております。そのような状況をお聞かせをいただくと、確かに中学校給食、現在の我が摂津市におけるデリバリー選択制については、当初からなかなか手を挙げていただく業者が少なかった状況がある中で、さらに厳しくなっている。今回の事例を見ても、この形を維持して4年間の指定になりますけれど、本当に手を挙げていただくところがあるのか、非常に危惧するところです。ぜひ、そこら辺については、しっかりといろいろと社会情勢も含めて見守っていただきたい。給食センターができるまでかもしれませんが、その間に、この形がもし維持できないとなったとき、どうしていくのかについて、しっかりと今の段階から想定するのが大事だと思っています。その点しっかりといろんな可能性を想定して、対応策を練り上げていただきたい。この点も要望として申し上げておきます。

あと、人件費の高騰、それといろいろな燃料費の高騰が、大きな原因だと思っています。それと併せて、先ほどから申し上げているように、せつかく指定管理者を導入するわけです。直営で、できなかったいろいろな柔軟な発想での施設運営、市民サービスの提供についても、ぜひ、今後どんどんと模索していただきたい。例えば、児童センターの指定管理についてです。今までの文教上下水道常任委員会での議論をお聞かせいただくと、児童センターを今まで利用してきたOBやOGも、運営に関与していただいて、今までになかった子供たちへのサービスを提供されている事例もあるんです。しっかりとそのことについても、もっともっと柔軟に対応をよろしくお願いをしたい。また、図書館についても、

今回ホームページを開設するという事です。それは一步前進だと思っています。ぜひ、そういった視点で、今回の指定管理を機に、市民サービスが充実していったと、皆さんに思っただけのきめ細かい対応をよろしくお願ひします。全て要望で、お願ひします。

○弘豊委員長 では、ほかありますか。

西谷副委員長。

○西谷知美委員 私も要望になるんです。今、嶋野委員から指摘がありました。給食事業者が突然、8月末に連絡がつかなくなった。そして、発覚してニュースになるまでに1週間も時間がかかっているところに、大阪府のずさんさを非常に感じるんです。もうこの高騰は、本当に避けられなく、市民も業者も苦しい思いをしている状況なので、突然、連絡がつかなくなる事態にならないよう、日頃からきちんと業者とコミュニケーションを取っていただきたい。もちろん税金が投入されているので、無駄のないように予算組みしていただきたい。ガソリン代がこうなって、こういう内訳でという詳細までしっかりと聞いていただいて、承服できるような内容であれば、補正予算を組む。できないと言われたときに、新しい業者を探すことも一つの案だと思うんです。しかし、それまでのノウハウ、財産といったらおかしいんですけども、別のところが対応するより、先ほどの今後、医療的ケア児のミキサー食対応も出てくることを考えますと、なるべく同じ業者で継続していただくことが望ましいと思います。ふだんから密にコミュニケーションを取って、経営が大変だとか、人が集まらないから人件費を考え直してほしいとか、そういった要望があれば、対応できるように、しっかりと意思疎通ができる関係を維持し

ていただきたい。こちら要望としてお伝えしておきます。

あと、図書館の件についてです。私、インスタをちょこちょこチェックしていて、新しくインスタを開設されたことは存じておりました。今年は非常に暑さが厳しい夏でした。公園で遊ぶのが、危険な状態で、図書館で涼んでいると思われる親子を、安威川公民館や図書館でお見かけしました。新しい取組かどうかは分からないんですけども、夏休みの工作的なことも実施していて、それをインスタで発信する。定員がすぐに埋まっている状況も拝見しておりましたので、そこは民間の新しいアイデアかと思います。そういった情報発信をほかの委託先とも共有しながら、民間に委託してサービスの質が落ちたといわれないうようコミュニケーションを取っていただいて、市民が喜んでいただける行政サービスの充実を要望します。

○弘豊委員長 ほかになければ、以上で、いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で、質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○弘豊委員長 再開します。

議案第62号の審査を行います。

本件については、補足説明を求めます。

大橋次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 議案第62号、摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。

なお、議案参考資料、条例関係の2ページから3ページも併せて御覧いただきますよう、お願いいたします。

本会議でもご説明申し上げましたとおり、このたびの一部改正は大きく2点ございます。

まず、1点目は、高学年保育の導入でございます。令和6年度から鳥飼地区の四つの小学校の学童保育室において、4年生までの保育を開始し、令和7年度以降、保育室及び指導員等の確保ができた学童保育室から順次、実施してまいりたいと考えております。

2点目は、保育料の改定でございます。保育料につきましては、平成11年度の改定以降、据え置いておりました。この間、入室児童数の増加とともに、運営経費も大きく増加し、加えて、保育室を確保するために多額の施設整備費用も発生している状況でございます。今後、高学年保育を拡大していくことを見据えますと、さらなる運営経費と施設整備費用が必要となることから、近隣他市の水準に保育料の改定を行うものでございます。

それでは、条文に沿って内容をご説明いたします。

まず、第3条第2号では、入室の資格として、第1学年から第3学年までとあるものを、児童に改めるとともに、附則に、第2項を設け、入室の資格の特例として第3条第2号中にある児童は、第1学年から第3学年までの児童または規則で定める学年の児童と定義するものでございます。その上で、摂津市立学童保育室条例施行規則におきまして、高学年保育を実施する四つの学童保育室と対象学年を第4学年までと明記するとともに、全ての摂津市立学童保育室の入室の資格を、同一とする目標記述として、千里丘小学校の新校舎完成予定の令和10年3月31日と明記する予定をしております。

次に、第4条の別表では、令和6年4月以降、一人目の児童の保育料を4,500円から6,000円に、二人目以上の児童は一人につき2,250円を3,000円に改めるものでございます。

なお、本改正条例の附則といたしまして、第1項でこの条例は令和6年4月1日から施行する旨を規定し、第2項で、改正後の別表の規定は、令和6年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、従前の保育料を適用する旨を規定しております。

以上、摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○弘豊委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

出口委員。

○出口こうじ委員 たくさんの親御さんが要望、希望されていた学童の高学年保育、本当にありがとうございます。

値上げの要因、ご説明いただきました。ほかの市の水準と合わせるということです。建替えや、人件費にお金がかかることは理解できるんですけども、この辺、もうちょっと努力できなかったのかと思います。

また、高学年保育は、4年生までということですか。行く行くは、もうちょっと高学年を考えておられるのか。その点も踏まえて、お聞かせください。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 出口委員のご質問にお答えいたします。

現時点では、まずは、4年生を全学童保育室で実施することを検討しております。実施状況を見ながらニーズを把握して、その後の拡大については検討してまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 4年生までということで、どれぐらいの児童数を想定しておられますか。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 4年生に拡大して想定される入室者数なんですけれども、摂津市学童保育連絡協議会が、昨年度実施されたアンケートでは、6割の保護者が有料でも利用したいという回答がありました。

ただ、北摂他市の状況を見てみますと、4年生の入室率というのは10%台になっています。府内全域を見ても、入室率の高い市町村でも20%前半、24%程度でございます。そういったところから判断すると、本市の学童の入室率につきましては、他市より高い状況にある分を加味しますと、25%から30%になるのではないかと見込んでおります。実際のところは、申込み状況を見ながら判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。千里丘小学校が令和10年3月31日というお話がありました。順次、学童施設ができたところから進めていくというお話でしたが、これからできないところやいつぐらいにできるとか、そういうスケジュールを教えてくださいませんか。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 現時点で明確にどのタイミングというところまでは確定しておりませんが、必要な資源としては人的な指導員の確保と保育室の確保

となってまいります。その確保は、やはり入室児童数によってクラス数は変動してまいりますので、それをまず来年度、鳥飼の4学童ですることによって、おおよその入室率が見えてくるのかと考えております。それをまず見させていただきまして、試算というか、今後どれぐらい必要かというのを見据えて判断してまいりたいと考えております。

ただ、最終の目標は、千里丘小学校の校舎が完成する令和9年度末を目標として掲げております。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。

保護者の皆さんが、本当に喜んでくださる条例だと思います。保育料の値上げの問題も理解はしておるんですけども、その辺の努力もしていただきたいので、要望とさせていただきます。

以上です。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問させていただきます。

我々公明党議員団としましても、学童保育の充実に関しては、何度も要望書も出させていただきました。このたび一つステップアップしていただけることについては、大変感謝をいたします。

その上で、今回、保育料の変更が上がってきています。一人目4,500円が6,000円になっています。今まで据え置くために、様々な努力をしてこられたことは、一定評価をしたいと思うんですけども、一般的に考えて、例えば4,500円が500円アップで5,000円という考えもあるかと思うんです。今回、上げ幅が非常に大きいと思うんですけども、その根拠につ

いて、お聞かせいただきたい。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 保育料の設定につきましては、本来でございましたら、国の指針では運営費のおおむね2分の1を利用者が負担するものとなっております。そこから試算しますと、6,000円というのは非常に安い金額にはなっております。今回6,000円とさせていただきますが、サービス内容につきましては、4年生保育を実施することによって、他市とほぼ同レベルのサービスを提供するところになっています。府内各市の保育料の状況を見させていただいたところ、令和3年度の数字になるんですけども、府内全体で言いますと5,936円、それから北摂で見ますと6,020円となっており、おおむね6,000円前後が府内の平均ではないかと判断しております。その点から、この月額6,000円という金額を設定させていただいたところです。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 丁寧なご説明ありがとうございました。

預ける保護者の立場からすれば、少しでも負担が少ないほうがいいのが本音でないかと思えます。

そういう意味で、保育料の改定について、案内文をお届けするタイミングが出てくるかと思うんです。単に金額を上げる根拠だけでなく、摂津市が目指すもの、これから学年延長や校舎の拡充とか、ある意味、夢を持って保護者も子供と一緒に歩めるような資料提供もお願いしたい。

次に、保育料の減免とか、そういう制度がないのかどうか。

もう1点は、副食費、いわゆるおやつ代です。保育料以外に現場で必要とされてい

るものはあるのかどうか。お伺いします。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 まず、1点目、減免制度でございます。減免制度につきましては、基本保育料の部分が対象になりますけれども、生活保護世帯及び前年度分の市町村民税の非課税世帯につきましては、全額が減免となっております。

また、前年分の所得税の非課税世帯につきましては、半額の5割減免となっております。

それから、おやつ代でございます。こちらは市が徴収するのではなく、各学童保育室の保護者会で担っていただいております。とおおむね1,700円前後を目安として、それぞれの学童保育室で決めていただいております。

以上でございます。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 内容を理解できました。減免については、対象があることで了解しました。

おやつ代は別途集金をされ、保護者会が扱われるということです。この集金方法について、どうなっているのかお伺いします。次元は異なるんですけど、例えば自治会は班長とかが集金に当たったりして、業務が負担であるため、その自治会から退いてしまう事例もあります。ある意味、保護者会もこういう集金に当たると心配な面もあります。その点、お聞かせください。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 保育料の徴収につきましては、口座振替で徴収することになっております。また、おやつ代につきましては、学童保育室で現金徴収する形になっております。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 保育料は引落としということでした。以前に、学童保育室の保護者会の方とお話しする機会がありました。保護者の方がお迎えに来なくてもいい時間帯に子供が帰られる場合、保護者が保育室に顔を出す機会が、あまりなかったりします。一定時間を超えたらお迎えが必要になっていると思うんです。保護者同士の連携が、非常に取りにくい中、おやつ代の集金とかに携わっていただいている現状もあります。実態確認をしていただいて、保護者会の中心になっている方、また、恐らく指導員の先生方もかなりバックアップされていると思うんです。お金に関わるところで、余計な心配がないように、配慮していただけますことを要望して終わります。

以上です。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、1点目お聞かせいただきたいのは、来年度から鳥飼地区にある4室で、まずは4年生の受入れを始めていくということです。恐らく鳥飼の4室の状況として、空きがあるので設定されたと理解しています。その点を確認させていただきたい。

併せて、今10室ある中で、待機が発生しているのはどの程度あるのか。参考までにお聞かせをいただきたいので、よろしくお願い申し上げます。

2点目です。他の自治体では、先行して高学年の受入れをされている学童保育室もあると理解をしております。その先行事例を確認されたときに、果たして、どの程度の高学年の入室希望率があるのか、お聞かせいただきたい。私の感覚ですけれども、低学年でお父さん、お母さんが共働きで、おじいちゃん、おばあちゃんも家におられ

ない場合は、学童保育に入室することは想定できるんですけども、果たして、高学年になったとき、どれほどニーズがあるのか、若干、懐疑的なところもあります。参考までに、その点お聞かせをいただきたい。

それから、保育料が値上がりをする事です。恐らく、飯野課長がどうやって保護者の皆さんに説明していこうかと、いろいろ苦慮されていると、勝手に拝察をしているんです。保護者の立場からしたら、同じサービスを受けるのに、なぜ値上がりをするんだというところなんです。しっかりと説明をしないとご理解をいただけないと思っています。今回を機に、摂津市の学童保育として、子供たちにどういったサービスを提供していくのか、やはり一定向上していくところがあると思っています。何かそういったことを、今、お考えがあるようであれば、お聞かせいただきたい。

以上、3点よろしくお願いいいたします。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 嶋野委員のご質問にお答えいたします。

まず、待機児童ですけども、現時点で17人が待機になっております。

2点目、高学年の他市の入室希望率ですが、希望は取れておりませんで、実際の令和3年度の入室率でお答えさせていただきます。北摂で4年生全体に保育実施されている市が、吹田市と豊中市と箕面市になります。こちらの例で申し上げますと、吹田市は4年生の児童3,584人に対して642人ということで、入室率は17.9%、豊中市は3,876人に対して525人で13.5%、箕面市は4年生1,507人に対して205人で13.6%と、おおむね10%台となっております。当然、それ以上の学年になると、さらに入室率は

下がる傾向がございます。

もう一つが、保育料を改定させていただいてのサービスでございます。現状、指導員数のやりくり、特に支援児のところまで苦慮してございます。具体的には、どういったサービスの向上ということもあるんですけども、まず、その指導員が見れる負担は減ってまいりたいと思います。その中で児童に対する目の届き方でありますとか、実施する一人当たりの対応が増えることで、実質的な、子供への対応に割く時間が増えると考えております。

また、サービスの向上につきましては、先ほどの委託にも関わるところでございますけれども、交流ですとか、別の形の研修ですとか、そうしたところを充実させることによって、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○弘豊委員長 大橋部長。

○大橋次世代育成部長 少し補足をさせていただきます。

学年延長と保育料なんですけど、保育料の改定につきましては、平成11年度から据え置いてきたということで、先ほど申し上げまして、平成12年度の決算ベースで、学童保育室の運営にかかる経費で約8,500万円が、令和3年度の決算ベースで約2億5,000万円と、約3倍でございます。これは一般財源ベースで見ても、約5,800万円が約1億4,000万円と、約2.4倍から2.5倍ぐらいになっている状況です。当時の入室率が、平成12年度ベースで16%が、現在45%になっております。それだけ経費がかかっている中で、保育料の値上げに、先ほども申し上げましたように、この額に施設の整備費用が全然入っておりません。過去からも整備をしてきておりますので、これにプラスアルファ

アの経費がかかってくると今後、学年延長する中では、今年も、摂津小学校の学童保育室、あと想定されるのが三宅柳田小学校と味舌小学校も施設整備が想定されております。その経費も、当然かかってまいりますので、そういったことも踏まえますと、値上げもやむないのかと考えております。

学年延長の話なんですけれども、大阪府内で一番後発になるんです。北摂の中では、6年生まででも支援の必要な方に限ってされているところが多くあります。南のほうは、純粹に6年生までというところが結構あるんです。我々としては、後発であるがゆえにという部分と、近隣市、近隣の北摂の市の中では、かなり高い入室率、これは就学前施設も学童保育室もそうです。ですから、割合を北摂をベースで考えるのではなく、大阪府内の比較的高い、門真市などと比較をして、どれぐらいの想定かを一定考えている部分がございます。そういったところからすると、6年生までのニーズはどこまであるかという部分はありますけれども、後発である部分であったり、摂津市の特性を踏まえますと、4年生に限らず、将来的には6年生までやっていく必要はあるんだろうと考えます。

それと、もう一つは、国で今、こども家庭庁が、学童保育室の待機の問題であったり、子供の居場所の問題をかなり議論されております。学童保育室も、居場所としての位置づけを踏まえないといけない部分があると思います。そうすると、6年生までを見据えとかないといけない。現実には、摂津小学校は今年度、工事を考えておるんですけども、クラス数、教室数については、一定6年生までを見据えた工事を考えております。

そういったところで、今後もかなりの経

費が必要になってくる。

ただ、課長が申しあげましたように、施設の確保は、極端に言いますと、お金の問題だけで済むんですけども、人材の確保はなかなかお金だけでは、難しい問題がございます。そこでの合わせ技になってまいりますので、どこまで計画的にできるか課題はあるんですけども、やはり一定は千里丘小学校の新校舎が完成するまでには、少なくとも箱物の確保をして、それに人材確保の努力をしていくことを考えております。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 2回目は、総合的な話をしたいと思っているんです。私は、学童保育で、高学年の入室を認めていく方向自体は、決して悪いことじゃないし、好ましいことだと思っています。具体的に、高学年の入室率について、今、課長から答弁をいただいて、私が思っているよりも高い印象を抱いております。摂津市で、まずは来年度から鳥飼の4室で実施をしていくと、相当な入室率になると想定をしております。

やはり子供たちが、学校が終わった放課後にどう過ごしていくのか、学童保育だけではなくて、もっと広い視野で見えていくところが、もっと大事なんだと思っています。今、第1児童センターがあります。今度、鳥飼に児童センターを造っていただきます。児童センターだって、子供たちにとっては放課後の居場所です。そういった視点で、今度、鳥飼に児童センターを造っていただく計画が、今、進んでいるわけです。私は鳥飼北小学校区に住んでおりますが、鳥飼北小学校区では、比較的規模の大きな都市公園が幾つかあって、子供たちが、放課後にその公園で遊んでいます。それは小学生だけではなくて、中学生も使ってお

りますし、幼稚園児の子供たちもです。保護者の皆さんと一緒に公園でいろいろと遊んでいる姿を拝見できるわけです。

つまり、いかに子供たちが放課後に多様な自分の居場所を確保していくのかという視点をしっかりと持って、この学童保育といったものを位置づけていかないと、私は正当な判断はできないと思っています。

ぜひ、教育長にお聞かせいただきたい。私は、今までも文教上下水道常任委員会の中で、特に、小学生の放課後の過ごし方について、もっともっと研究をしていただきたい。摂津市として、そういったことを見た中で、子供たちの放課後がどうあるべきなのか、しっかりと方向性を見出していきたいと、かねてから申し上げてきたところです。その中で、一番大事なのは、特に小学生の年代で、一人じゃなく、より多くの子供たち、同じ学年ぐらいの仲間とスマホを使ったりじゃなく、直にコミュニケーションを取りながら遊ぶ。しかも、思い切り汗をかくような遊びをどれだけできるのかが、非常に大きいと申し上げてきたんです。そのような子供の放課後の過ごし方、居場所づくりといった視点を持った中で、この学童保育の在り方を、どのように捉えておられるのか。その点について、お聞かせいただきたい。

それから、保育料の値上げのことです。今、大橋部長からいろいろとご答弁いただきました。経費についても、平成12年度と比べると、おおよそ3倍になっているというお話もお聞かせいただきました。むしろ今まで、値上げせざるを得なかった状況が、ずっと、そのまま据え置いてきて、今回そうせざるを得なくなったと一定理解をしています。しかし、保護者の立場から

すると、今までとあまり内容の変わらないサービスを受けるのに、なぜ値上げなんだということは、純粋な、素直な気持ちとしてあると思っています。今までの学童保育の在り方が、駄目だとは言っているわけではないんです。やはり、子供たちがどのような能力を身につけていくのかという視点で、学童保育でもこのような能力を、摂津市の中で養っていききたいと、しっかり説明できないといけないと思っています。ぜひ、そういった視点もしっかりと整理をして、今後、より多くの保護者の皆さんのご理解をいただけるような努力を重ねていただきたい。この点は要望として申し上げます。

○弘豊委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 少しご質問の意図から外れるかもしれませんが、私が教員をしていた頃は、学校は土曜日までありました。それが、週休2日制、学校週5日制になったときの基本的な趣旨は、やっぱり子供たちを家庭、地域に戻していこうということで、最初は、学校を土曜日は隔週休みにして、そして、全て土曜日を休みにしました。ところが、実態としては、地域、家庭に子供たちを返しても、居場所がなかったんです。そこで、すこやかネットというような、取組が生まれてきたと思います。確かに、土曜日だけではなく、平日の子供たちの居場所をどうしていくのかは、大きな問題で、公園で遊んでいる子供たちも確かにいますけれど、なかなか公園も難しい。ボール遊びができなかったり、あるいは、不審者が出たりとか、いろんな難しさもある中で、公がやれる取組と、地域の方と協働してやっていかなければならない取組について、今後考えていかなければならないと思います。

そういう意味で、今、国が取組を進めております地域学校協働活動、今までは学校支援地域本部ということで、地域の方々に学校を支援していただくというたてつけでしたけれども、それだと、どちらかといえば、学校が得をする。得をするといっちはいかなのですが、地域の方に学校を助けていただくという意味でいうと、学校だけが得をするようなシステムでした。やっぱりこれからは、両方が一緒になって取り組んでいかなければならないということで、地域学校協働活動と名前を変えて、学校もどんどん地域の中に入って行って、地域の方と一緒に取組を進めていける方向で、今進んでおります。

そういう中で、やっぱり子供たちの放課後の居場所となるものを構築していく必要があると考えます。ですから、学童も公が率先して取り組む一つの取組かもしれませんが、それだけに収まるのではなく、やはりもっといろんなセーフティーネットではないですけど、重層的な取組を、今後考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今、教育長から重層的な取組をとお話がございまして、ぜひ、そこを本当に強く要望したいと思っております。たしか20年ほど前だと思います。わくわく広場という取組が始まりまして、私も当時、非常に期待をしておりました。個人的な話で申し訳ありませんけれども、当時、うちの子供もまだ低学年で、学童保育に入っていませんでしたが、当初わくわく広場は利用をしていました。

しかし、だんだんとそれも利用しなくなって、学校から一度帰ってきて、両親とも

に家にいないので、かばんを置いてどこか遊びに行って、友達と何かいろいろとぶつかり合いながらも学んで、成長しているんやろうなと感じてきたところなんです。

何が言いたいかというと、学童保育だけを捉えて、ほかの自治体と比べると、摂津市は、現在は高学年の入室も認めておりませんので、その点で遅れていると言われるかも分かりません。

ただ、学童保育は、確かにそうかもしれないけれども、子供たちのためにわくわく広場という取組を、本当に充実してやっていると、しっかりと言えたら、これは大きな、摂津市にとってのアピールポイントになります。摂津市で学んでいる、育っている子供たちにとって、一つの大きなよりよい環境の提供になると思うんです。あるいは、公園は不審者がいつ来るかも分からないという話があります。けれども、子供たちが遊べる公園を、しっかりと用意しているということだって、私は子供たちにとってもよりよい環境なんだと思うんです。なので、学童保育だけを見て、ほかの施設と比べて、いや、こっちのほうが勝っているという視点ではなく、もっと広い視点で子供たちがいかに、このまちで学べる環境があるんだ、成長できる環境があるんだといったことをより多くの、特に子育て世代の皆さんに感じていただく。そういう視点を持って、学童保育のことも見ていただきたいと、私は申し上げたいわけです。そこは、教育長から重層的なというお話があったので、もう重々そういった視点をお持ちなんだろうと理解はしております。そういった視点で、ぜひ、これからも取り組んでいただきたい。特に、鳥飼地区で児童センターができることについては、非常に期待をしている一人でもあります。ぜひ、子供た

ちの成長や学びを支えていていただきたいと要望として申し上げます。

○弘豊委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 ほかの委員からも同様の質問がたくさん出たかと思うんですけども、嶋野委員もおっしゃられていた、サービスは変わらない中で値上げというところですか。やっぱり保護者の納得感でいうと、鳥飼の4施設においては、学年延長をスタートするところもあるかと思うんですが、先ほどの議案第59号の質疑の中でも、物価高騰において、市民の生活も苦しくなっていると思うので、この値上げ感は、何とか踏みとどまれないのかが、私の思いです。

その中で、水谷委員も質問されていました、おやつ代です。不勉強で申し訳ないんですけども、おやつ代って多分、嗜好品的な扱いになっていると思うんです。学童は放課後のかなり長時間を過ごすことによって、ある意味、第2の食事的な要素もあると思うんです。嗜好品だから保護者負担で、別徴収になっていると思うんです。子育てナンバー1を標榜していくのであれば、そこは一定配慮して、おやつ代と合算で、もう少し値上げ幅を抑えることはできないのか。ほかの自治体で一切どこもやっていないのであれば、難しいと思うんですけど、ほかの自治体で、実際おやつ代と保育料を同時に引落しされている自治体もあります。保護者からも、子供に現金、そんなに高額ではないといっても、お金を持たせるのは、抵抗感があるというご意見もお聞きしています。その辺を考慮いただけないか、その辺りをどう思われているかお聴かせください。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 西谷委員のご質

問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、おやつ代につきましては、基本の保育料とは別にさせていただいております。保護者会で、その用途につきましては考えていただいているところでございます。

実際、基本保育料に含むことになりまして、当然、まとめて市の歳入になりまして、また別途でおやつ代は食料費になるのか、予算科目を立てて支出する流れになってまいります。現状でいきますと、おやつ代としていただいたものを、基本的には全額おやつ代に使うんですけれども、その余剰分につきましては、例えば、催しのときにちょっと豪華なおやつにしたりとか、夏季休暇のときにお弁当を提供したり、あるいは、さらに余ったときには、書籍を購入して学童保育室に置いたりとか、流動性のある運用をさせていただいているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、市の歳入として受け取りますと、おやつ代はおやつ代として受け取って、歳出については、食料費等の科目が決まって、予算の中で支出するというところで、そういった流動性がなくなるため、その部分の理解をいただく必要もあると考えております。そのような点から、現在は、現状の形で運用することが子供にとっても、理想的なのかと考えております。

○弘豊委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 事前の説明で、おやつ代で、お楽しみの使い道をされているという説明もお聞きしています。一回は納得しようと思ったんですが、値上げに対するどういう取組があるのか、例えば、近隣市との比較で、北摂他市と比べると事情が変わってくると思うんです。茨木市、吹田市、

先ほど出てきた箕面市や豊中市といったところと、世帯の収入的な問題もあると思うんです。そこに足並みをそろえるのが、どうかと感じております。先ほど、説明の中に門真市と比較部分があったと思うんですけれども、門真市の保育料って、今の時点で分かりますでしょうか。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 門真市の保育料でございますが、本市同様に4,500円でございます。

○弘豊委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 そうであれば、やはり値上げは厳しいというのが、私の思いでございます。例えば、これまで吹田市に比べて、摂津市のほうが家を借りる場合も家賃が安い点と保育所等に入りやすい点で、新婚のときは摂津市に住まれ、摂津市に住んでいる間にお金をため、小学校を考える段階で、吹田市や茨木市に引っ越すという流れが、多分統計的にあったと思うんです。それに拍車をかけることにならないのかという思いもあります。吹田市は、北摂の中で、一番安い状況にあり、学年延長も実施しています。今回、土曜日学童が始まったことで、吹田市より一步リードのところ、保育料が値上げになるのは、少し後退する部分もあります。おやつ代を保育料の中に入れ、支払いの余計な手間がなくなりますという考え方だと思うんです。おやつ代以外のプラスアルファの部分に使えなくなることがネックになるのであれば、保育料を上げる代わりに、学童独自のサービスに対して、摂津市は予算化できないのかと思うんです。その辺りいかがでしょうか。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 まず、1点、門真市との比較で申し上げますと、減免制度に

つきましては、門真市では生活保護世帯全額減免がございますが、本市のような市町村住民税非課税世帯の全額減免とか、そういうものは設けておりません。

そういった部分で低所得者への配慮は、一定なされておるのかと考えております。

また、サービスの向上につきましては、当然、今のサービスを向上させる意識がないということではなくて、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

○弘豊委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 門真市の保育料の設定に対して、摂津市はきめ細やかな部分があることは、一定説明で理解できました。その辺、おやつ代も考慮して、全く値上げをしないでということではないんですけれども、様々工夫をしていただきたいことを要望して、私の質疑を終わらせていただきます。

○弘豊委員長 あとは質問ございませんか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で、質疑を終わります。

続いて、議案第63号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

出口委員。

○出口こうじ委員 放課後児童支援員の資格要件を緩和するための条例改正をする。確かに人手不足で、こういう改正をしていかなければならないのは理解できます。

改めて、放課後児童支援員の資格要件の研修とか、そういったことの内容をお聞かせ願えますか。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 放課後児童支援員認定資格研修の内容でございますけれ

ども、目的といたしましては、放課後児童支援員としての職務を遂行する上で、必要最低限の知識や技能の習得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうこととなっております。都道府県、政令市、中核市が実施できるんですけど、本市は大阪府の認定研修を受けることになります。大阪府の認定研修では、大きく項目が六つに分かれまして、放課後児童健全育成事業の理解、子供を理解するための基礎知識、放課後児童クラブにおける子供の育成支援、放課後児童クラブにおける保護者、学校、地域との連携・協力、放課後児童クラブにおける安全・安心への対応、放課後児童支援員として求められる役割・機能についての6項目。さらに16科目に細分化しまして、1科目90分ずつ、合計24時間の研修が必要となっております。こちらの研修を委託を受けたNPO法人の関西こども文化協会が、1日6時間ずつ4日間かけて実施されておるような状況でございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。と書かれています。修了予定の方が従事するわけですから、その辺しっかりと保護者の皆さんが安心できる仕組みづくり、体制をしっかりと取ってください。

以上です。

○弘豊委員長 ほかにございますか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 この条例が改正されたことによって、放課後支援員の確保が容易になってくることは推定がされるんで

す。実際に、今、支援員を確保するために、ここがネックになることがあるのか。その点、分かればお聞かせいただきたい。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 支援員を採用するの上でのネックでございます。現在、支援員につきましては、ホームページ、広報紙はもちろんでございますが、求人情報誌ですとか、様々な媒体を活用して募集をかけておりますけれども、そもそも応募が少ない状況であります。

少しこちらは想像になりますけれども、一番のネックは、どうしても勤務時間が中途半端な時間になるところにあるのではないかと考えています。子供の放課後の時間を見ることとなりますので、今の勤務時間は1時30分から5時30分が基本になってまいります。フルタイムで働きたいと思っておられる方には物足りず、例えば、子供の生活リズムに合わせて、放課後、子供が下校する時間には家にいたいという方には、逆に仕事をしているというところで、その時間帯の中途半端さから敬遠されているのではないかと、こちらでは考えております。

○弘豊委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 私からは、1点質問です。研修要件を緩和することで、人材を確保するという改正だと思っております。現状、多分大阪府で設定している研修の日が少ない、本来、受けさせたい人数に対して、受けられる条件が非常に厳しいところがあると思っております。研修を受けられないために、指導員として待機している人数はあるんでしょうか。

○弘豊委員長 飯野課長。

○飯野子育て支援課長 西谷委員のご質問ですけれど、本市の直営の指導員につき

ましては、今、資格を持っている者が50人おりまして、十分に充足している状況にはございます。逆に、民間というか、委託をさせていただいているところで人員確保するときには、資格を持っている方が不足していて、こういった緩和の規定を設けているのかと思っております。現在、資格がないからという人数は把握はできていない状況でございます。

○弘豊委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 私も人数を把握しているわけではないんです。摂津市内から、この研修を受けるに当たって、ある程度、人数割当てがあると思うんです。それになかなか入れないといったお声も聞いています。この要件緩和で、さらに働きたいと思っている人が従事できる。もちろん、資格要件を完全に満たしていない中で従事していただくにあたり、心配な点もなきにしもあらずではあるんですけれども、行く行くは修了予定の方を含むところは、一定理解できると思います。

以上です。

○弘豊委員長 ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 では、以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○弘豊委員長 再開します。

議案第64号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問させていただきます。

今回、この議案第64号に関しては、条

項の整理とあります。実際、国の制度とか、その内容に影響するところがあると思うんです。提案理由が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律云々とあります。初歩的なことですけど、その内容についてお聞かせいただきたい。

本市が、それによって影響を受ける点があれば、教えていただきたい。

以上です。

○弘豊委員長 湯原課長。

○湯原こども教育課長 まず、この条例改正に伴いまして、本市の事務に関係するということはございません。

この条例改正の原因となりました法律改正の概要でございますけども、こちらにつきましては、指定都市及び中核市の長が認定こども園を認定または認可しようとするとき、都道府県知事への事前協議が必要とされ、また、認定または認可後に改めて申請書の写し等の書類を送付するという手続の重複が生じておりました。そういったものを、手続の効率化と事務負担の軽減を図る観点から、事前協議が必要だったものを、事前通知に見直すという内容となっております。

そういうことで、今回、法律の改正につきましては、指定都市及び中核市が対象となりまして、本市の事務に直接関係することはございません。

以上でございます。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 内容はよく分かりました。ありがとうございました。

国に直接は少ないかと思うんですけども、補助金の申請とか、いろんな複雑な手続であったりすると思います。担当課も限られた人員で兼務しながらやっていた

いていると思います。その辺り、今回多少簡素化されたと思うんですけども、複数の目でしっかり、見落としがないように、今後もご尽力いただきたいことを要望して終わります。

○弘豊委員長 ほかないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 ほかないようですので、以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○弘豊委員長 では、再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第59号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第64号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時29分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 弘 豊

文教上下水道常任委員 福住 礼子